

刑法 出題の意図

- 1 不動産の二重譲渡事案における、横領罪及び詐欺罪の成否に関する典型的論点を出題した。
- 2 横領罪の成否を検討するに当たっては、本件土地の所有権の帰属につき民法上の概念を基にして特定することになるが、単に契約を締結しただけにとどまらず、売買代金も決裁済みであることに鑑みると、本件土地の所有権がAに移転したことについては異論がないと思われる。
さらに、横領罪における「占有」が保護の客体としての占有（窃盗罪の場合）ではなく、「濫用可能性のある支配力」に基づくものであることから、「法律上の占有」すなわち不動産の登記も含まれること、売買契約の当事者としてAへの移転登記に協力する義務があり、登記の保持もそれまでの委託信任関係に基づくものと認められること、二重譲渡は横領行為に該当することなどを論理的に説明する必要があり、横領罪の本質を理解しているかどうかを問う。
- 3 また、詐欺罪の成否を検討するに当たっては、Yは、登記を備えている以上、Aにも所有権の取得を対抗できることになり、特段財産上の損害はないことになるが、それだけを述べたのでは足りない(詐欺未遂が成立する余地が残される)。かかる事情の下では、交付行為に向けられた欺罔行為が存しないことについて説明する必要がある。
- 4 典型的な論点でもあり、結論自体は比較的判断し易いものの、上記各事項につき論理的に展開できるかが課題である。